二　日本下水道事業団法施行令の一部改正関係

1　下水道管理者の権限の代行

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が特定下水道工事を行う場合において、下水道管理者に代わって行う権限の内容、権限を行うことができる期間及びその権限を行おうとする場合の手続を定めることとした。（第五条関係）

2　特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等（第六条関係）

㈠　特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、借入金の利息等とすることとした。

㈡　下水道管理者が事業団に支払うべき支払金は、前金払の方法によってこれを行うことができることとした。

3　他の法令の準用

行政代執行法、港湾法その他の法令の規定の準用につき、必要な規定を設けることとした。（第七条関係）

三　建築基準法施行令の一部改正関係

公共下水道管理者が条例で定める排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を、建築基準関係規定に追加することとした。（第九条関係）

四　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が宅地建物取引士をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、雨水貯留施設の管理協定に係る承継効に関する規定を追加することとした。（第三条第一項関係）

五　国土交通省組織令の一部改正関係

流域管理官の職務として、雨水出水浸水想定区域に関することを追加することとした。（第一〇二条関係）

六　この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年七月一九日）から施行することとした。

―――――――――

◇貸金業法施行令の一部を改正する政令（政令第二七四号）（金融庁）

1　海外で発行されたクレジットカードの利便性向上を図るため、海外のクレジットカード会社等が我が国の非居住者に対して行う貸付け（金銭の貸付けに用いるため交付されたカードのうちクレジットカードとしての機能を併せ有するものにより現金自動支払機その他の機械を利用して金銭を受領するものに限る。）について、貸金業の範囲から除外することとした。（第一条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

―――――――――

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）（環境省）

1　市町村が一般廃棄物又は特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等を市町村以外の者に委託する場合の基準について、当該委託先となる者として、非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者を追加することとした。（第四条及び第四条の三関係）

2　非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項を定めることとした。（第五条の六及び第五条の六の二関係）

3　この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五八号）の施行の日から施行することとした。

―――――――――

法　律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三　非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2　非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第五条の二第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

第五条の五第二項に次の一号を加える。

五　非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

第六条第四項中「公表しなければ」を「公表するよう努めなければ」に改める。

第六条の二第一項中「第九条の三第十二項」の下に「（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九条の三第九項中「「前項の」とあるのは「第八項の」と、「「第三項中「第一項の」とあるのは「第八項の」と」及び「「第一項」とあるのは「第八項」と、」を削り、同条第十一項中「「当該許可」を「「同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」に改める。

第九条の三の次に次の二条を加える。

（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）

第九条の三の二　市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。